

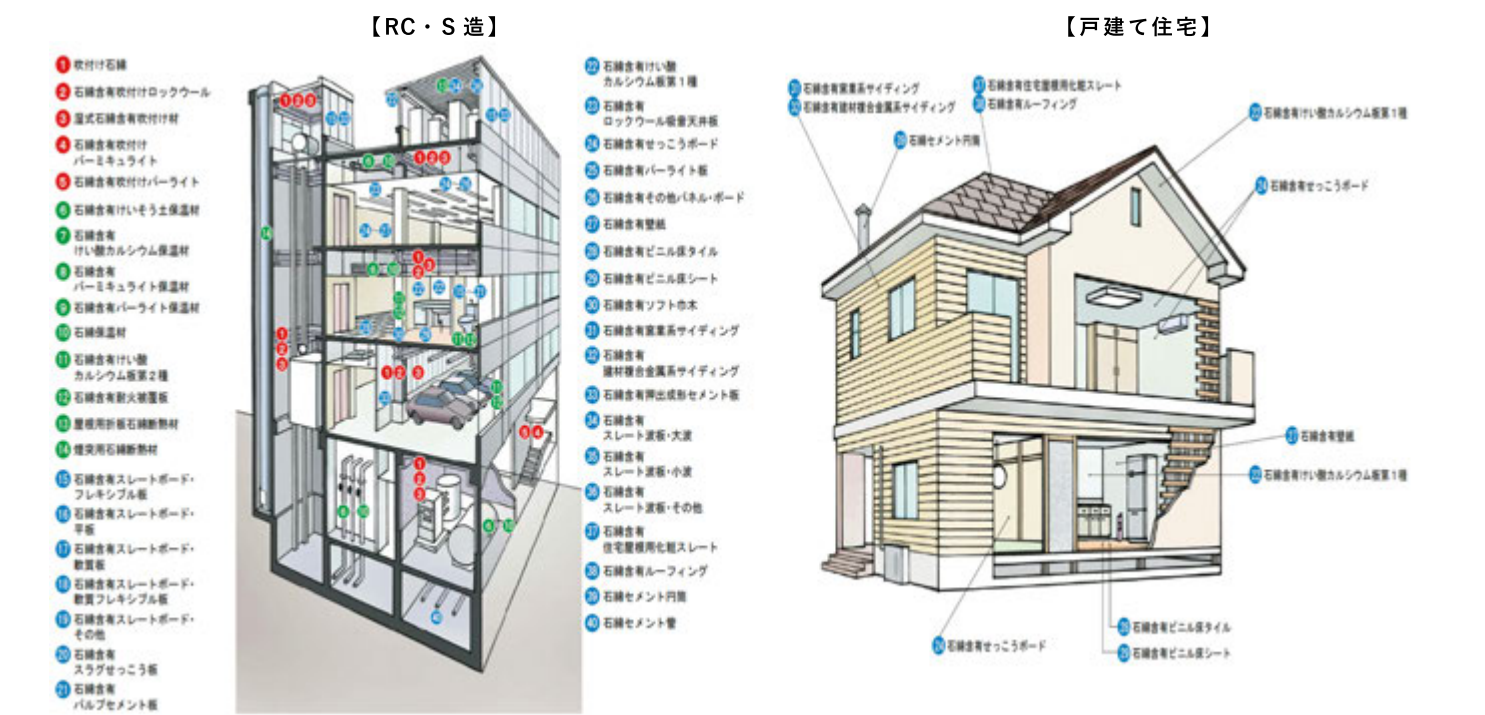
石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006 年（平成 18 年）9 月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC 造、S 造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さま**も、飛散した石綿を吸入する可能性があります。すので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を行っていただく必要があります。

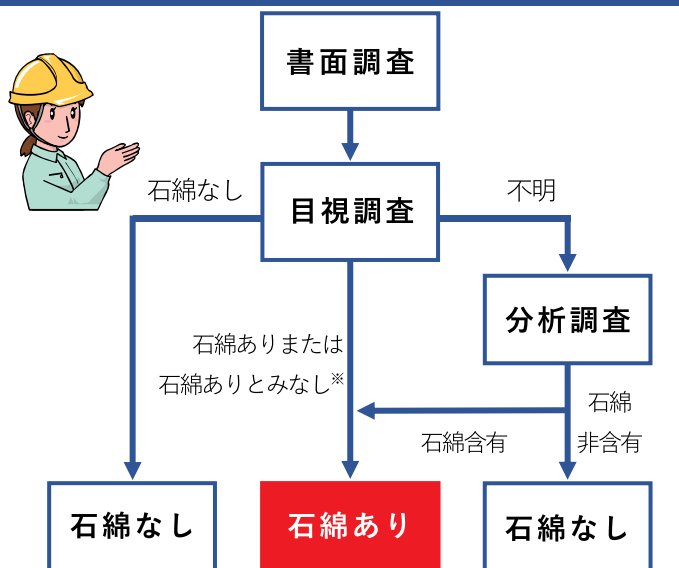
アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第 2 版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	■ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	■ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届け出	■ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること

事前調査の流れ



※石綿ありとみなして、必要なく露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他）

【参考】適正な事業者を選定するために

石綿（アスベスト）の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 仮見積りの段階で、**石綿（アスベスト）調査費用が計上されていること**や、石綿（アスベスト）の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 見積り（アスベスト調査結果後）の段階で、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写し**を求めましょう。
※発注者は、これとは別に、自治体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮**を行きましょう。

【参考】吹付石綿（アスベスト）への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付石綿】

建築基準法において規制対象とする吹付石綿等が施工されているおそれのある建築物に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。



吹付けアスベスト
（鉄骨材の耐火被覆）



アスベスト含有吹付け
ロックウール
（鉄骨材の耐火被覆）

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります



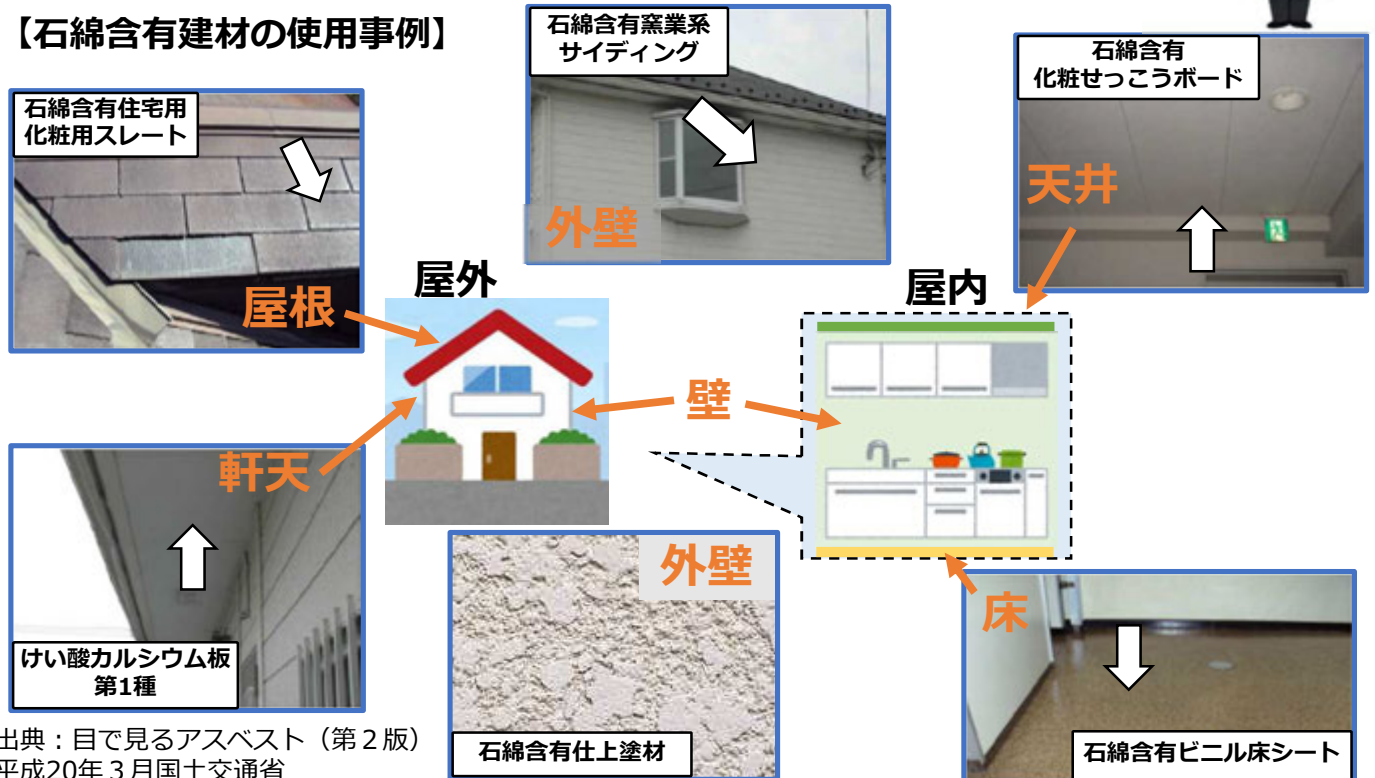
Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？



A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



Q2. 調査は誰が行うのですか？



A2. 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。

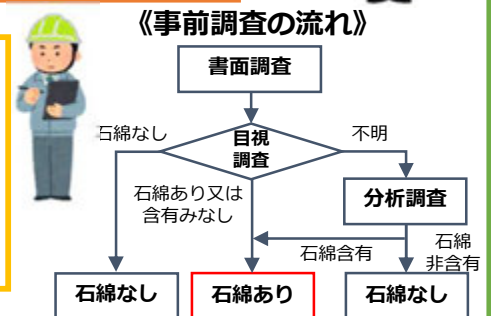
過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。



事前調査〈工事の元請業者等が実施〉への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に**事前調査に使用する設計図書等の提供**や**適切な費用の負担**をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に**事前調査結果の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管**してください。

《事前調査の流れ》



大気汚染防止法 第18条の15第2項

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

◆事前調査で建築物に石綿の使用が確認されたら

- ①建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が**周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行うことが必要**となります。
- ②また、事前に都道府県等へ作業実施の**届出が必要な場合があります**。

①石綿の飛散防止措置＜工事の施工者が実施＞

- 工事施工者が適切な飛散防止措置を実施し、法令で定められた作業基準を遵守するためには、適切な施工方法の選択、適切な工期及び工事費の確保が必要となります。
- 工事の**発注者は工事の請負条件に、作業基準遵守を妨げるおそれのある条件を付けてはなりません**。

②作業実施の届出＜工事の発注者が実施＞

- 吹付け石綿や石綿含有断熱材等が使用された建物の解体、改造・補修工事を行う場合、原則として**工事の発注者は、作業の開始14日前までに都道府県等※へ作業実施の届出を行う必要があります**。
工事の発注者は、元請業者から報告される事前調査結果から届出の必要性を確認してください。

届出が必要な石綿含有建材：吹付け石綿並びに、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

※ 都道府県等とは都道府県、政令市等大気汚染防止法の事務を所掌する自治体(地方公共団体)になります。
法に基づく届出以外に、条例など独自の届出が必要な場合もあります。詳細は自治体に確認してください。

大気汚染防止法 第18条の17 (抜粋)

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

届出が必要な石綿含有建材の使用事例

出典：目で見えるアスベスト第2版
平成20年3月国土交通省



柱や梁に施工
吹付け石綿



エルボ部に使用
石綿含有保温材



煙突の内側に使用
石綿含有断熱材



鉄骨を被覆して保護
石綿含有耐火被覆材

③建物の解体、改造・補修が完了したら

- 工事の元請業者は、石綿の除去等作業が終了したら、発注者に**作業完了の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管**してください。

都道府県等への問い合わせはこちらへ

大気汚染防止法に基づく
届出・問い合わせ窓口



<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

大気汚染防止法における規制について 詳しく知りたい方はこちらへ

石綿（アスベスト）問題への取組
建築物を壊すときはどうしたらいいの？



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>